

地方自治関連立法動向研究 6

「地方創生」は政策目的か

～まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）・

地域再生法の一部を改正する法律（平成26年11月28日法律第128号）～

其 田 茂 樹

はじめに

まち・ひと・しごと創生法案・地域再生法の一部を改正する法律案は、2014年9月29日、国会に提出され第187回臨時会において国会に提出され、同年10月14日に地方創生に関する特別委員会（以下、委員会という）に付託、11月5日に賛成多数で可決の後、衆議院本会議において11月6日に賛成多数で可決されて、参議院に送付された。

参議院では、2014年11月7日に委員会付託、同年11月19日に賛成多数で可決された後、11月21日、賛成多数で参議院本会議において可決された。首相官邸のウェブサイトによれば、地域再生法の改正は6回目になる⁽¹⁾。

本稿の課題は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）と地域再生法の一部を改正する法律（平成26年法律第128号）それぞれの概要、制定過程を整理し、地方自治体への影響を検討することである。

これらは、衆議院が解散される中で「駆け込み」的に成立にこぎつけられていることから、今後の政権による地方自治体へのスタンスが浮き彫りになっている可能性が高い反面、これらの法の規定によって地方自治体の行政運営が具体的に制約を受けるようなこと

(1) 「地域再生法の一部を改正する法律」（以下、法律名がこれと同じものは、「同」とする）（平成19年法律第15号）、「同」（平成20年法律第36号）、「所得税法の一部を改正する法律」（平成22年法律第6号）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律105号）、「同」（平成24年法律第74号）、「同」（平成26年法律第128号）である。

も想定しがたい。したがって、地方自治体を受ける具体的な影響については、これらの法律に基づいて策定される他の計画等に多くを委ねざるを得ない。ここでは、まち・ひと・しごと創生法の規定や地域再生法を改正する法律と同時に提出・審議されてきたことの意味合い等について若干の言及を試みたい。

安倍晋三首相が2014年11月21日の衆議院解散を表明したのは、11月19日のことであった。この日は、これらの法の成立日と同日である。参議院委員会の理事懇談会では、解散表明の前日の11月18日に、翌19日の午後に同委員会を開催・審議することを与野党で合意していたが、野党側は解散表明後の審議に難色を示し、野党側の出席がないまま審議が開かれ、そこで可決されたことになる。

このようにして、これらの法律の成立を急いだ背景には、安倍政権として「地方創生」が最重要課題であると考えているからに他ならない。その一方で、内閣改造に際して同じく重要政策として位置づけられていた、企業に女性採用の行動計画の策定などを義務づける女性活躍推進法案等のように、解散時に衆議院で審議されていた法案は、解散と同時に廃案となっている。

この「地方創生」が大きくクローズアップされた背景にあるのはいわゆる「増田レポート」である⁽²⁾。そこにおいて全国の「消滅可能性自治体」が列挙され、危機感が強調された。「増田レポート」の「Ⅱ ストップ少子化・地方元気戦略」には、第1の基本目標として「『国民の希望出生率』を実現する」ことが、第2の基本目標として「地方から大都市へ若者が流出する『人の流れ』を変え、東京一極集中に歯止めをかける」ことがそれぞれ掲げられ、「Ⅲ 『長期ビジョン』と『総合戦略』の策定」においては、20年程度を視野においた「長期ビジョン」とそれに基づく「総合戦略」の推進が「適当である」としているが、これらの考え方は、まち・ひと・しごと創生法にも持ち込まれているように思われる。

なお、「地域再生法の一部を改正する法律」については、地域再生法において政府が定める地域再生基本方針について、国土形成計画法に基づく国土形成計画等との調和が保たれることを定めているが（第4条第3項）、ここにまち・ひと・しごと創生法に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略も位置づける等の改正を行うものである。

(2) 増田寛也＋日本創成会議・人口減少問題検討分科会「提言 ストップ『人口急減社会』」『中央公論』2014年6月号。

1. 各法律の概要

(1) まち・ひと・しごと創生法（資料1）

本法律は、第1章総則（第1条から第7条）、第2章まち・ひと・しごと創生総合戦略（第8条）、第3章都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第9条、第10条）、第4章まち・ひと・しごと創生本部（第11条から第20条）で構成されている。

まず、重要と思われるのは、本法の目的（第1条）と基本理念（第2条）であろう。

資料1にあるように、本法律の目的は、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること」である（第1条、下線は筆者）。

本法律には第2条において7つの基本理念が述べられている。すなわち、①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備すること、②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保すること、③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備すること、④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備すること、⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出すること、⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること、⑦国・地方公共団体・事

業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること、である。

⑥、⑦の規定は、「増田レポート」にいうところの「『選択と集中』の考え方の下、『若者に魅力ある地域拠点都市』に投資と施策を集中する」という言及につながるものであると思われる。①から⑤に謳う「まち・ひと・しごと創生」の施策を当該地方自治体で完結できない場合等は周辺自治体と「連携」することになり、その際の財政的な支援についても連携中枢都市等を中心に行われることになるものと思われる⁽³⁾。

また、②、⑦における「事業者」にも着目しておきたい。というのは、「地方創生」が最重要施策となった背景には、「アベノミクス」とりわけ「第3の矢」が密接に関連していると思われるからである。

「アベノミクス」について、改めての説明は不要かと思われるが、「第3の矢」すなわち民間の投資を喚起する成長戦略では、規制緩和等により企業活動の領域を広げ、そうして企業が得た収益が企業の投資や労働者の賃金として分配されることで景気が上向くことが目論まれていた。これらは当初、グローバルに活動する企業が日本における事業活動を円滑に進めるための規制改革が中心であった。しかし、円安にもかかわらず輸出の伸びが鈍いことや企業収益が名目賃金を押し上げているものの実質賃金が伸び悩むなど国内の景気低迷が長期化する中で新たな成長戦略として打ち出されたのが「ローカル・アベノミクス」としての地方創生なのである⁽⁴⁾。

地方で事業者が活動する領域を広げようとする具体的な動きとして、「地方創生特区」の指定について2015年1月27日の第11回国家戦略特別区域諮問会議で議題に上り、同年3月19日の第13回の同会議において地方創生特区第一弾として秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県がそれぞれ指定されている⁽⁵⁾。これらの動きは、本法律に規定されているものではなく、むしろ、衆議院解散に伴い廃案となった国家戦略特別区域法の改正等と密接な関係を持つが、本法律の基本理念との関係では重要であると思わ

(3) 例えば、総務省「連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要」など。

(4) ローカル・アベノミクスについては、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」では、「成長戦略の成果が全国津々浦々まで広がり、中長期的な地域経済の展望を見いだせるよう、しっかりとした対応（「ローカル・アベノミクス」）を行うことが必要である」との記述がみられる。

(5) 国家戦略特別区域諮問会議「規制改革事項の追加及び地方創生特区の指定について」（第11回会議配布資料2）。指定地域における政策テーマはそれぞれ、仙北市「『農林・医療ツーリズム』のための改革拠点」、仙台市「『女性活躍・社会起業』のための改革拠点」、愛知県「『産業の担い手育成』のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点」である（国家戦略特別区域諮問会議第13回会議資料3-1参照）。

れる⁽⁶⁾。

第3条から第6条では、国、地方公共団体の責務、事業者、国民の努力が規定されている。地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する（第4条）。

第7条では、当該施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を国が講ずることが定められている。これは、後述のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という）に基づく法律改正や財政措置等の根拠となるものである。

総合戦略については、第8条に定められている。当該総合戦略は政府が策定するものであるが、その案を作成するのは第11条により内閣に置かれるまち・ひと・しごと創生本部である。

総合戦略には、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向、その他必要な措置であるが、特徴的なのは第8条第3項の定めであろう。内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官の溝口洋も「これまでの様々な政府が策定した計画や戦略と一線を画する規定として、第3項に注目する必要がある」としている⁽⁷⁾。溝口は、第3項について、総合戦略の案が「人口の現状及び将来の見通し」を踏まえたものであること、検証可能な客観的な指標の設定を要することを挙げているが、筆者には、「地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置」が当該戦略等の策定プロセスにおいて十分に講ぜられたかの検証が必要であるように思われる。

第9条、第10条は、それぞれ都道府県、市町村における総合戦略に関して規定されている。いずれも「定めるよう努めなければならない」という努力義務規定であり、資料1からもわかるように、都道府県においては国の、市町村においては国・都道府県いずれもの総合戦略を勘案して策定することを求められている。

また、法律上の要請ではないが、政府は、都道府県と市町村に対し、2015年度中に総合戦略を定めることを求めている⁽⁸⁾。

(6) 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」は、2015年4月3日に閣議決定されており、今後の立法過程に注目する必要があると思われる。

(7) 溝口洋「まち・ひと・しごと創生法の解説（中）—— その法的性格、意義、条文のポイント」『地方財務』2015年2月号。なお、溝口による解説は、この『地方財務』（上）（中）（下）のほか、『地方自治』、『自治体法務研究』等で展開されている。併せて参照されたい。

(8) 溝口、注(7)参照。

第11条以降は、まち・ひと・しごと創生本部に関する規定である。

(2) 地域再生法の一部を改正する法律(資料2)

地域再生法の一部を改正する法律の背景には、「日本再興戦略」改訂2014があり、そこには、「地域創生の仕組み」についての言及がある(資料2)。そこで、まち・ひと・しごと創生法との関係を重視しながら改正点をみると、まず、基本理念(第2条)に少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化といった地域の現状を書き加えていることがわかる。また、第3条の3が新設され、関係行政機関の連携の強化が盛り込まれている。これらは、まち・ひと・しごと創生法における背景や基本理念と関連があるように思われる。

冒頭に触れた第4条第3項も当然新設されたものである。このほか、地域再生計画の認定を申請しようとする地方公共団体等は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができる(第4条の3)こと等により地域再生計画の作成段階の課題に対応し、地域再生計画の認定をワンストップ化するために、地域再生計画と一括提出が可能となった計画(表1参照)や地域再生計画の認定と同時に発行する計画が設けられた。

表1 地域再生計画と一括提出が可能な計画

計 画 名	法 律 名
都市再生整備計画	都市再生特別措置法
立地適正化計画	都市再生特別措置法
地域住宅計画	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法
活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律
広域的地域活性化基盤整備計画	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
観光圏整備計画	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在に関する法律

(出所) 地域再生法別表より作成。

今回の改正においてさらに追加された事項のひとつに第10条の2の規定がある。これは、地域再生計画が認定された地方自治体は、内閣総理大臣に対し関係行政機関の事務の調整を行うことができるものである。

また、地方自治体は、地域再生計画の作成・変更などにあたり必要があるときは、「内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる」（第34条）こととされ、内閣総理大臣等は、あっせんの要請に対して「その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする」（第35条）との規定も新設されている。

さらに、資料2によれば「4. 新たな特別の措置」に該当する点であるが、そこで例示された農林水産業の振興のための特例措置等として、「地域農林水産業振興施設整備計画」を作成できることを規定し、地域農林水産業振興施設整備事業者が、当該計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があったものとみなし、農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第5条第1項の許可があったものとみなすことを規定し、農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定は適用しないものとしている。

地域農林水産業振興施設については、第5条第4項として地域再生計画の地域再生を図る事業に関する事項（第5条第2項第2号）に記載することができる旨が今回の改正で新設されているが、同様に、構造改革特別区域法、中心市街地の活性化に関する法律に基づく事業で地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業、が新たに記載できるようになった⁽⁹⁾。これに伴って、第17条の5から7にそれぞれの手続きに関する特例が定められている。

(9) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく事業で地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものについても同様である。

2. 両法律の制定過程

両法律の提出日等については冒頭述べた通りである。ここでは、両院の本会議、地方創生に関する特別委員会（以下、委員会という）における議論等を中心に触れていく。

衆議院では、2014年10月9日に委員会設置が本会議で決定され、同日の委員会において委員長及び理事の互選が行われた。議案の委員会付託が行われた同年10月14日の本会議では両案の趣旨説明が行われ、新藤義孝（自民党）、渡辺周（民主党）、小熊慎司（維新の党）、稲津久（公明党）、松田学（次世代の党）、佐藤正夫（みんなの党）、塩川鉄也（共産党）、畑浩治（生活の党）が質問を行っている。

新藤が、まち・ひと・しごと創生法案と併せて地域再生法の改正案を提出した意義を質問したのに対し、安倍晋三首相は、「地域活性化の成果を速やかに上げていくためには地方公共団体の取り組みに対する具体的な支援の充実が必要であることから、地域活性化関連の計画認定手続のワンストップ化等、より具体的な内容を盛り込んだ地域再生法改正案をあわせて国会に提出したところであります。」と回答している。まち・ひと・しごと創生法に定められた基本的な事項を現実に進めていくものとして地域再生法の一部を改正する法律が位置づけられていることがわかる。

小熊は、地域再生計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との違いを問い、それに対し石破茂地方創生担当相は、「地域再生計画は、それぞれの地域において地域再生を図るために取り組もうとする個別の事業や、それを実施するための国の支援措置等について具体的に定める実施計画であります。創生本部が年末に策定する総合戦略は、国の五カ年計画として、各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、政策全般にわたる戦略を定めるものであります。（中略）政策の大きな枠組みを示す地方版の総合戦略と、個別の事業の具体的な実施計画である地域再生計画とは、性格が異なるものとなるわけがあります。」と回答しているが、先述の通りすでに地域再生計画は多くの計画が認定を受けていることから、地域によっては、大きな枠組みである総合戦略を後づけることになる。

10月15日に、委員会の質疑が始まり、17日にも質疑が行われた。17日には、委員の徳島県への派遣が決定している。10月29日には、徳島派遣における意見交換等の報告があり、質疑が行われた。

10月30日の委員会には、審査のための参考人として森雅志（富山市長）、辻琢也（一橋大学大学院法学研究科教授）、辻山幸宣（公益財団法人地方自治総合研究所所長）、五十

嵐忠悦（前横手市長）が出席した。

森からは、富山市における取組の紹介や、交付金に対する期待（内閣府による省庁横断的なプロジェクト）と希望（基礎自治体に直接届く交付金制度）が述べられた。辻からは、地域再生法改正案におけるワンストップ化と国の支援体制を高く評価し、両法案の成立に対する期待が述べられた。辻山からは、適正な人口規模の議論やかつての過疎対策の評価の必要性が指摘され、地方の一般財源充実の重要性、連携による周辺部の自己決定権の喪失に対する危惧等が指摘された。五十嵐からは、横手市長時代の失敗からの教訓として、人材や経営責任の重要性が挙げられ、経営のリスクに対する対応への期待等が述べられた。

これらに対して、とかしきなおみ（自民党）、奥野総一郎（民主党）、村岡敏英（維新の党）、濱村進（公明党）、桜内文城（次世代の党）、佐藤正夫（みんなの党）、宮本岳志（共産党）、小宮山泰子（生活の党）から質疑が行われた。

翌、10月31日の委員会では安倍晋三首相出席のもとで総括的な質疑が行われた。11月5日には、馬淵澄夫ほかの提出した「国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案」（以下、野党対案という）が付託され、趣旨説明、質疑が行われるとともに、中丸啓ほかからまち・ひと・しごと創生法案と地域再生法の一部を改正する法律案の修正案が提出された（以下、修正案という）。野党対案は、一括交付金の復活等を盛り込むもの、修正案は、道州制の推進に関する規定が主なものであった。

これらに対し、宮川典子（自民党、政府案に賛成、野党対案、修正案に反対）、篠原孝（民主党、野党対案に賛成、政府案に反対）、重徳和彦（維新の党、野党対案に賛成、政府案に反対）、中丸啓（次世代の党、政府案及び修正案に賛成、野党対案に反対）、佐藤正夫（みんなの党、政府案・修正案に反対、野党対案に賛成）によりそれぞれの立場から討論が行われた。

採決の結果、野党対案、修正案は賛成少数により否決、政府案が原案通り賛成多数で可決成立した。

11月6日には、衆議院本会議において衆議院委員会委員長の鳩山邦夫から審査の経過・結果が報告され、篠原孝（民主党）、三宅博（次世代の党）、坂本祐之輔（維新の党）、佐藤正夫（みんなの党）、塩川鉄也（共産党）から討論があり、採決の結果、委員会と同様の結果となった。

議論の舞台は参議院へと移り、11月7日本会議において委員会の設置、まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律の趣旨説明があった。これに対し、中原八一（自民党）、藤本祐司（民主党）、横山信一（公明党）、山田太郎（みんなの党）、儀

間光男（維新の党）、吉良よし子（共産党）から質疑があった。

11月10日、参議院委員会が開催され、両法案の趣旨説明が行われ、堂故茂（自民党）、古賀友一郎（自民党）、平木大作（公明党）から質疑が行われた。翌11月12日には、安井美沙子（民主党）、藤末健三（民主党）、山田太郎（みんなの党）、寺田典城（維新の党）、儀間光男（維新の党）、紙智子（共産党）、江口克彦（次世代の党）が質疑に立っている。その後、11月14日に質疑、17日には高崎市において公聴会が開かれている（公述人：澤浦彰浩（農業生産法人グリーンリーフ株式会社代表取締役）、永井彰一（株式会社田園プラザ川場代表取締役）、富岡賢治（高崎市長）、岸良昌（みなかみ町長））。

11月19日の委員会には、民主党、みんなの党、維新の党、共産党が欠席をしている。これは、18日夜に安倍晋三首相が11月21日の衆議院解散を表明したことによる。解散時点で、衆議院は通過しており、野党が欠席しても委員会の定足数は満たすことから野党欠席のまま審議は続行された。その後、同日に採決され両法案とも全会一致をもって委員会可決している。

11月21日参議院本会議において委員会委員長の関口昌一から審査の経過・結果が報告され、その後一括して採決され、賛成多数（投票総数138、賛成137、反対1）で両案は可決された。

3. これらの法律により地方自治体を受ける影響

まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律、特に前者は、「基本法的性格」の法律であるため、これらの法律により具体的に影響を受けるということは考えにくい⁽¹⁰⁾。

したがって、衆議院委員会の参考人辻山幸宜も「法案が示しているもので唯一具体的なのは、創生総合戦略をつくる、国がまず総合戦略をつくる、これを勘案して都道府県でもつくったらどうだい、つくる努力をしてもらいたい、市町村は国の総合戦略と都道府県の総合戦略を勘案して市町村ごとにつくってもらいたい、努力してもらいたい」となっていると指摘している。

(10) 溝口洋は、他の基本法との相違について、「その下に具体的作用法が“ぶら下がる”ということを基本的に想定していない」と述べている（溝口洋「まち・ひと・しごと創生法の法制的論点」『自治体法務研究』2015・春）。

さらに、担当大臣である石破茂も、「これに中身がないではないかというご指摘は、私どもは謙虚に承らなければなりません。」と述べている⁽¹¹⁾。

ここで、2014年12月27日に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、長期ビジョン＝資料3）と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（＝資料4）に若干触れておくこととする。

長期ビジョンは、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもので、「Ⅰ 人口問題に対する基本認識」、「Ⅱ 今後の基本的視点」、「Ⅲ 目指すべき将来の方向」で構成されている。総合戦略は、長期ビジョンを踏まえ、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、「Ⅰ 基本的考え方」、「Ⅱ 政策の企画・実行に当たっての基本方針」、「Ⅲ 今後の施策の方向」、「Ⅳ 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等」で構成されている。

2015年度以降の「地方版総合戦略」の策定・実施に向けた支援がこれから展開されていくこととなるが、2014年度の段階では、「緊急的取組」として、後にも触れるが、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」等の事業が用意されている。

これらの交付金が支給されるためには、努力義務であるとはいえ、都道府県・市町村においても、総合戦略の策定が前提となるものと思われることから、何らかの計画を策定することが求められるであろうが、その際、どの程度国等の総合戦略を「勘案」できるかが最大の課題となると思われる。

自治体によっては、すでに総合戦略を策定している。たとえば、京都府京丹後市（人口58,104人＝2015年3月末現在、住民基本台帳による）では、京丹後市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を2015年3月2日に公表している。総合計画等の従来の施策を織り込みつつ策定されており、人口ビジョンは、「人口対策の効果が十分に発現すれば、2060年、本市は『7万5千人』程度の人口が確保される」との将来像が描かれている。

個別の策定事例に関する評価をここで具体的に論じることはできないが、従来の施策を国の総合戦略に当てはめて（これを「勘案」として）策定されたようなもので人口減少等の地域課題が解決または改善するのであれば、そもそも今回のような法律等は必要であったのだろうか。

(11) 2014年11月12日参議院委員会における相原久美子（民主党）の質疑に対する答弁。

4. 「まち・ひと・しごと創生」の財政的裏づけ⁽¹²⁾

ここでは、「まち・ひと・しごと創生」に対する財政的措置について、平成26年度補正予算、平成27年度予算、同地方財政計画から簡単に言及する。立法動向を追うべき本稿の課題からは若干外れるが、まち・ひと・しごと創生法や地域再生法の改正によって前者の「基本法的性格」等により地方自治体が受ける具体的な影響が多くないと見込まれる中で、予算措置からは何らかの影響を受けざるをえない可能性が高いため、その動向は、立法の意義等を理解するうえで有益であると考え。

平成26年度補正予算は、「Ⅰ 現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援」（約1.2兆円）、「Ⅱ 地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化」（約0.6兆円）、「災害復旧・復興加速化など災害・危機への対応」（約1.7兆円）からなる。

このうち、直接的に関連するのは、Ⅱの「1. まち・ひと・しごとの創生に向けた『総合戦略』の先行的実施」（1,982億円）である。この多くは、「地域住民政活等緊急支援のための交付金〔地方創生先行型〕」（1,700億円）であるが、補正予算における交付金には、Ⅰに〔地域消費喚起・生活支援型〕（2,500億円）が別途盛り込まれている。このためか、報道等によっては、交付金がすなわち地方創生に対する予算措置であるかのような誤解も見受けられる。プレミアム付商品券や旅行券等は一般的にⅠのカテゴリーである。しかし、〔地方創生先行型〕にも交付対象のメニュー例として「観光振興・対内直接投資」が盛り込まれている。想定されている事業としては、自治体主催の観光プロモーション、無料Wi-Fiの設置等であるが、この事業を活用した旅行券の発売が企画されることもありえよう⁽¹³⁾。

本稿との関係で言及すべきは、〔地方創生先行型〕の活用に関しては、「地方版総合戦

(12) 本節の執筆にあたっては、星野泉「地方創生と地方交付税」、兼村高文「地方創生と2015年度予算」（以上は、『政活経済政策』2015年3月号所収）、平岡和久「『地方創生』と2015年度地方財政」、『自治と分権』第59号、井手英策「地方創生に見る分断の危機」、井田正夫「『地方創生』の背景と自治体」、其田茂樹「2015年度地財計画と地方財政」（以上は、『月刊自治研』2015年2月号所収）等を参照している。

(13) 地方創生先行型交付金を活用した観光事業として、宝塚市は、宝塚歌劇団OGとの舞踏会を開催する計画であるという（『官庁速報』2015年3月4日）。

略の策定」が「必須」となっている点であろう⁽¹⁴⁾。法律では「努力義務」であるものが、交付金の活用にあたっては、その策定が前提となっているのである。溝口によれば、「地方分権の考え方から、純粋な義務ではなく努力義務規定としている」とのことだが、財政面で事実上義務づけておいて、法律の規定では努力義務にとどめることにより地方分権が担保されているという考え方には違和感が残る。さらには、このように義務づけた総合戦略には、客観的な指標を置き、その検証を求めることが「法定」されているのである（第8条第3項、第12条第2項）。

次に、平成27年度予算についてみてみよう。財務省が公表している「平成27年度予算のポイント」によれば、関連する予算措置として、①総合戦略等を踏まえた個別施策（社会保障の充実にかかるものを除く）（7,225億円）、②まち・ひと・しごと創生事業費の地方財政計画の歳出への計上（1.0兆円）、③社会保障の充実（1.36兆円＝国・地方合計）が挙げられるが、ここでは、①について言及する。

政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に沿った政策パッケージごとに措置された予算額は、（1）「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」（1,744億円）、（2）「地方へ新しいひとの流れをつくる」（644億円）、（3）「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」（1,096億円）、（4）「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」（3,741億円）である。

各項目について、予算規模の大きいものを中心に確認しておこう⁽¹⁵⁾。

まず、（1）においては、「新規就農・経営伝承総合支援事業」（農林水産省所管、194.8億円）、「公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業」（環境省所管、190.0億円）、「革新的ものづくり産業創出連携促進事業」（経済産業省所管、128.7億円）等となっている。

（2）では、「人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化」（文部科学省所管、257.5億円）、「沖縄科学技術大学院大学（沖縄振興策）」（内閣府所管、167.3億円）が際立って高い。

（3）では、「幼稚園、保育所等の利用者負担の軽減（幼児教育無償化に向けた段階的取

(14) 2015年1月9日開催のまち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する説明会」における配布資料により確認。

(15) 詳細は、まち・ひと・しごと創生本部ウェブサイト（首相官邸）「平成27年度予算におけるまち・ひと・しごと創生関連事業」参照。同サイトでは、補正予算の関連事業についてのリンクもある。また、注(12)で紹介した兼村論文も参照されたい。

組）」（文部科学省所管、323.4億円）、「非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善」、「総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実」（いずれも厚生労働省所管、それぞれ311.9億円、221.5億円）が目立つ。

（4）では、「沖縄振興一括交付金（沖縄振興策）」（内閣府所管、1,617.6億円）が全体から見ても圧倒的な金額を占め、次いで、「地域再生基盤強化交付金」（内閣府所管、430.7億円）、「循環型社会形成推進交付金」（環境省所管、354.7億円）、「スマートウェルネス住宅等推進事業」、「地域公共交通確保維持改善事業」（いずれも国土交通省所管、それぞれ320.0億円、290.1億円）となっている。

予算規模の多寡が政策の重要度を反映したものではないことは当然であるが、新規性が低いというか、地方創生が強調されようがされまいが予算化されたであろう事業が目立つところであろう。すなわち、当然に必要な事業でさえも、新規の政策に関連づけなければ予算額の確保が困難であるというのが、現下の財政状況であるとも評価できよう。

なお、「しごと」（＝（1））、「ひと」（＝（2））については、法律で用いられた通りの用語法が予算措置にまで反映されているが、「まち」については、基本目標・政策パッケージの表題からこぼれ落ちているようである。まち・ひと・しごと創生法にいうところの「まち」は、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」であったが、そのような「まち」は、（4）の表現を借りれば、時代に合わなくなった地域を選択し、地域と地域を連携させることによって新たな地域をつくるというプロセスが必要だということであろうか。であるならば、「地方創生」という語義が理解できるようにも思われる。

地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」についても、平成27年度予算と同様に新規性という観点は乏しいものである。

「平成27年度地方財政計画の概要」（以下、「概要」という）を見ると、「まち・ひと・しごと創生事業費」は、「地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から」創設されたものだとされている。

その内容として、まず、大きく既存の歳出の振替えと新規の財源確保（各5,000億円）に分けることができる。前者については、前年度における地域の元気創造事業費の全額（3,500億円）と歳出特別枠の一部（1,500億円）、後者は、住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果（1,000億円）、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用（3,000億円）、過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用

(1,000億円)である。

前者の動きは、「危機対応モード」から「平時モード」へと転換する中で、歳出特別枠については解消に向けた削減を行いつつ、地域活性化などの財源は確保するという動きの一環としてみてよいであろう。歳出削減圧力のもと、必要な一般財源を確保する動きとして評価できるが、歳出特別枠自身がそもそも必要な経費までをも「特別枠」としてすることで一般財源の水準を確保してきた可能性があることを踏まえると、これらのうち、どれほどの金額が新たに「まち・ひと・しごと創生」へと振り向けられるかについては未知数であろう⁽¹⁶⁾。

後者について、住民税法人税割の交付税原資化とは、道府県民税法人税割の税率を1.8%、市町村民税法人税割の税率を2.6%それぞれ引き下げたうえで、同率分を「地方法人税」として国税化し、その全額を地方交付税の原資とするものである。端的に言えば、不交付団体の減収分が水準超経費を除いた一般財源の充実につながる事となる。「概要」では、「今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針」とされている。

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用は、地方公共団体金融機構法附則第14条を根拠とするものであるが、これを2015年度から3年間で6,000億円以内を地方創生に活用することとしたものである。

過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用は、投資を抑制してきたことにより建設地方債の発行が抑えられた結果、本来であれば元利償還として必要となっていた公債費に相当する金額が、一般財源として活用できることとなったことを指す。

以上のように財源が確保された「まち・ひと・しごと創生事業費」であるが、地方公共団体への配分は、地方交付税の算定により行われる。その際の財政需要は、既往の「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度)及び新たに創設される「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)によって算定される。前者は、行革努力分(3,000億円程度)と地域経済活性化分(900億円程度+100億円程度の特別交付税)に分類され、後者は、「人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の『取組の必要度』及び『取組の成果』を反

(16) この点、椎川忍は、「地方創生に関する特別な歳出水準(枠)を地方財政計画の中で確保することが、まずは肝要である」としたうえで、「地方創生のために必要な歳出は、既存の地方財政計画の中にもさまざまに計上されているので、今回確保すべきは特別な歳出の水準(枠)であることに留意すべきである」と注記している(椎川忍「地方創生元年の課題——自治体職員はどう行動すべきか」『地方財務』2015年2月号)。

映」（「概要」）することとしている。

紙幅の関係もあり、これ以上詳述できないが、課題を挙げるとすれば、「地域の元気創造事業費」における行革努力分の算定である。行革努力は、普遍的で不断の取組が必要なものではあるが、人口対策や地域活性化を目指す事業費の算定としてふさわしいか否かについて十分な検討が必要であるといえよう。

5. 地方創生関連法としての意義

まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律を合わせて地方創生関連法として提出された意義はどこにあるのだろうか。各法の提出理由や目的等によりながらここで若干の検討を加えておきたい。

まち・ひと・しごと創生法案の提出理由には、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」とあり、地域再生法の一部を改正する法律案の提出理由には、「地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例並びに構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」とある。

以上は、いずれも成長戦略の地方版である「ローカル・アベノミクス」としての対応として重要な施策であり、それは、特に地域再生法の一部を改正する法律にあるように、規制緩和を通じた企業活動のしやすさを地域にもたらしつつ、そのことが、まち・ひと・しごと創生法にある人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の流入を防止することにつながっていくとの認識が見て取れる。

さらに、総合戦略の策定を地方自治体に促進するに当たり、すでに30回、件数にして累

計で1,718件の認定実績のある地域再生計画との調和を求めつつ同計画をワンステップ化等することにより、地方自治体の策定に係る負担を軽減しようとしている可能性も考えられる。

次に、各法の目的についてであるが、まち・ひと・しごと創生法については、先述の通りである。また、地域再生法については、「この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」（第1条、下線は筆者）とされている。

つまり、この2つの法律は、「急速な少子高齢化の進展」に「対応」することが共通の目的となっており、それに対して、必要な施策（まち・ひと・しごと創生、地域再生）を「総合的かつ計画的に実施する」（まち・ひと・しごと創生法）、「総合的かつ効果的に推進する」（地域再生法）ことをそれぞれの目的としているのである。

まち・ひと・しごと創生法の目新しいところは、人口減少への歯止め、東京圏への人口の過度の集中を是正するという点を明確にしている点であるといわれている⁽¹⁷⁾。しかし、今回の地域再生法の改正（第4条第3項）との関係で若干言及すれば、法律に規定されている計画等が調和を保たれたものでなければならないとされている地域再生法や国土形成計画法が人口減少や人口に関する視点を欠いていたわけではないことを指摘せざるをえない。すなわち、地域再生法ではその基本理念に「地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造

(17) 溝口はこの点、「『人口減少の歯止め』と『東京一極集中の是正』を法律上明記したのは我が国初めてのことであり、創生法は、今後数十年にわたる我が国の将来に対し大きな方向性を与えるものであるということが出来る」としている（『地方自治』2015年4月（通巻809号））。

力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行わなければならない」（第2条、下線は筆者）と、人口の減少を問題意識に含め、「まち・ひと・しごと創生法」でいう「まち」「ひと」「しごと」に対応するような理念が打ち出されていることが確認できる。国土形成計画法においても、国土形成計画に関する事項として「都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項」（第2条、下線は筆者）が掲げられているし、国土形成計画の基本理念には、減少に対する言及はないものの「国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業、その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、（中略）適切に定めるものとする」（第3条、下線は筆者）と定められていることが確認できる。

すなわち、溝口のいうように人口減少や東京一極集中が、まち・ひと・しごと創生法の立法事実であるとするれば、むしろ、地域再生法や国土形成計画法をこうした問題意識に沿って改正することで対応可能であったと思われ、それでも、新たな立法措置を伴う必要があるとするれば、この問題意識をより具体的に追及する作用法の制定、あるいは、より具体的な作用法の改正も併せて行うべきではなかったかと思われるのである⁽¹⁸⁾。

それでは、先述のように、担当大臣が中身の乏しいことを事実上認めるような立法措置がなされたのには、どのような意図や背景等があったのだろうか。この点、やや繰り返しになるが、筆者は、まち・ひと・しごと創生法に謳われた「事業者」の存在が重要であったのではないかと考える。

事業者にとってみれば、まち・ひと・しごと創生の一翼を担う主体として基本理念に法定される以外に、具体的な責務等を負うことはその活動の制約になるため、望ましくない。まち・ひと・しごと創生法には国・地方公共団体には「責務」が定められているが（第3条、第4条）、事業者には「基本理念に配慮して事業活動を行う」、「施策に協力するように努める」という「努力」が定められているのみである（第5条）。

「事業者」とともにこの立法措置を理解するうえで重要なのは「特区」であろう。国家戦略特別区域法により国主導での特区指定も可能となっており、一部の大臣と民間人で組織された国家特別区域諮問会議で決定すれば、「政高党低」のもと、その決定は「肅々と」実行への過程をたどることになる。このとき、まち・ひと・しごと創生法において具体的な規定が存在した場合、その過程を妨げることになりかねないため、同法には、具体的な

(18) 注(10)に記載の溝口論文等を参照。

規定は少ないことが望ましく、さらには、「ワンストップ化」のもとで、その決定が他の法律にも効力を及ぼすことになるのである。

財政面でいえば、国の従来型の地域振興事業に地方創生の衣をまとい、その主体としての事業者の活動をサポートするために特区制度を活用しつつ、その規制緩和を全国化することにより地域における企業活動の領域も拡大していくことになるのである。

地方自治体には、実質的な効果はともかく、行革と地域経済活性化の両立を成果として求めることとなるため、地方の一般財源の使途もこうした事業者の活動をサポートする施策への選好を強める可能性が高い。

以上を要するに、地域レベルの企業活動に対する障害に「岩盤規制」のレッテルを貼り、特区を足がかりとして規制緩和を全国化しつつ、その過程においては国と地方の財政も動員することで自由な企業活動を保障する装置の一環として、今回の立法措置を理解することが可能なのではないか。ここでいう企業活動には地域における金融機関の活動も含まれる。まち・ひと・しごと創生本部が金融機関に対して実施したアンケート⁽¹⁹⁾によれば、地方版総合戦略の策定に向けて、約7割の金融機関が地方公共団体と接触を持ち、約5割が個別事業への関与について打診・要望を受けている。金融機関側の態勢整備の面では、約6割で専門チームの立ち上げなどが行われている。

また、意図されたものであったか不明であるが、前内閣においては総務大臣が兼務していた国家戦略特別区域担当大臣を地方創生担当大臣が兼務することとした点についても、このような観点から整理可能なように思われる。

すなわち、地方創生は、目的ではなく自由な企業活動を地域レベルで保障するために必要な規制緩和の手段であると思われる。

(そのだ しげき 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：地方創生／まち・ひと・しごと創生法／地域再生法／
国家戦略特別区域／規制緩和

(19) まち・ひと・しごと創生本部事務局「『地方版総合戦略の策定等に向けた取組状況』に関するアンケート結果」参照。

<資料1>

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地域再生法の一部を改正する法律案の概要

背景

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）

- 各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
- 地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

<本件に関する連絡先>

内閣官房地域活性化統合事務局
（問い合わせ担当窓口）
TEL: 03-5510-2475

地域再生計画の各段階での課題

これまで1,690件の認定
（現在475件実施中）

I. 地域再生計画の作成

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・総合コンサル支援の継続

II. 地域再生計画の認定

- ・各省の計画をワンストップで運用してほしい

III. 認定地方公共団体への支援

- ・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

IV. 認定地方公共団体への支援

- ・予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

改正の概要

1. 計画の作成フェーズ

- 国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設（第4条の3）
- 国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認（第5条第11項～第14項）

2. 計画の申請・認定フェーズ

- 認定手続・提出手続のワンストップ化
- ・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効（第17条の5～第17条の7）
 - ✓ 中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法） → 中心市街地の賑わいを後押し
 - ✓ 構造改革特別区域計画（構造改革特区法） → 構造改革特区の規制緩和を同時に実現
 - ✓ 産業集積形成等基本計画（企業立地促進法） → 企業誘致とインフラ整備を一体で推進
- ・地域再生計画と一括提出を可能に（第6条の2）
 - ✓ 都市再生整備計画
 - ✓ 地域公共交通網形成計画 等 → コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策と一緒に企画・立案

3. 計画の実施フェーズ

- 内閣総理大臣による事務の調整・勧告（第10条の2）

4. 新たな特別の措置

- 農林水産業の振興のために6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等（第17条の2～第17条の4）
- （例）
農畜産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

5. その他の改正

- ・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示（第3条の2）
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構、㈱地域経済活性化支援機構との連携を明示（第3条の3）
- ・地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣（第34・35条）
- ・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開（第36条）

予算・税制措置

法改正とは別途地域再生を推進するための予算・税制について要求・要望

（平成27年度概算要求）
（平成27年度税制改正要望）

<資料3>

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン -概要-

-国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して-

※ 「長期ビジョン」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

I. 人口問題に対する基本認識 -国民の認識の共有が最も重要である

1. 「人口減少時代」の到来

○2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。

2020年代初めは毎年60万人程度の減少だが、2040年代頃には年100万人程度の減少にまで加速する。

○人口減少の状況は、地域によって大きく異なる。

人口減少は、①第一段階（若年減少、老年増加）、②第二段階（若年減少、老年維持・微減）、③第三段階（若年減少、老年減少）を経て進行。東京都区部や中核市は「第一段階」だが、地方は既に「第二・三段階」に突入。2010～2040年の間に、東京都区部は▲6%に対して、人口5万人以下の地方都市は▲28%、過疎地域市町村は▲40%で、人口急減という事態。

○人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。

地方は、若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」の両者により、都市部に比べ数十年も早く人口減少。地方の人口が減少し、地方から大都市への人材供給が枯渇すると、いずれ大都市も衰退。

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

○人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。

人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模が縮小し、一人あたりの国民所得が低下するおそれ（人口オーナス）。

○地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

このまま推移すると、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分に以下に減少、2割の地域では無居住化すると推計されている。

3. 東京圏への人口の集中

○東京圏には過度に人口が集中している。

東京圏への集中度合いは国際的にも高い水準。東京圏は、長時間通勤、住宅価格の高さ、待機児童問題等様々な課題を抱えている。

○今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い。

人口流入は東京圏だけ（年間転入超過数：約10万人）であり、今後、東京オリンピックの開催や高齢化の進展は人口流入を増幅させる可能性。

○東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている。

このまま推移すると、「過密の東京圏」と「人口が極端に減った地方」が併存しながら人口減少が進行。地方に比べ低い出生率の東京圏に若い世代が集中することによって、日本全体としての人口減少に結び付いている。

Ⅱ. 今後の基本的視点

1. 人口減少問題に取り組む意義

- 人口減少に対する国民の危機感が高まっている。
世論調査結果（2014年8月）では、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と回答。
- 的確な政策を展開し、官民挙げて取り組めば、未来は開ける。
先進国の中でも、いったん出生率が低下しながら、回復している国々が存在（フランス：1993年1.66→2010年2.0、スウェーデン：1999年1.50→2010年：1.98）。
- 人口減少への対応は、「待ったなし」の課題である。
出生率の向上が早いほど、効果は大きい。出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口は概ね300万人ずつ減少。

2. 今後の基本的視点

- 3つの基本的視点から取り組む。
人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と、人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進。
 - ①「東京一極集中」の是正
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐ。
第一に、地方への移住の希望に応え、地方への新しいひとの流れをつくる。東京都在住者の4割は「移住する予定」又は「今後検討したい」という調査結果。
第二に、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。18～34歳の未婚男女の9割程度は結婚の意思、また、夫婦が予定する平均子ども数は2010年で2.07人。
- 若い世代の結婚・子育ての希望に応える。
結婚の希望の実現のためには、「質」を重視した雇用を確保し、安定的な経済的基盤の確保をすることが必要。「子育て支援」は喫緊の課題。また、男女ともに子育てと就労を両立させる「働き方」の実現が重要。

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

1. 「活力ある日本社会」の維持のために

- ◎今後目指すべき将来の方向は、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することである

- 人口減少に歯止めをかける。
出生率が人口置換水準（2.07）に回復することが人口が安定する必須の条件。OECDレポート（2005年）では、日本は育児費用軽減や育児休業の取得促進、保育サービス拡充等の対策が講じられれば、出生率は2.0まで回復する可能性があるとの推計。
- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育て希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。

○人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。

2030～2040年頃に出生率が2.07まで回復した場合、2060年には総人口1億人程度を確保し、2090年頃には人口が定常状態になると見込まれる。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は2050年に35.3%でピークに達した後は低下し始め、2090年頃には現在とほぼ同水準の27%程度にまで低下する。若返りにより、「働き手」の増加が経済成長を牽引するなど経済的に好環境となる（人口ボーナス）。さらに高齢者が「健康寿命」を延ばすと、事態は更に改善。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

地方創生が目指すのは、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成すること。人口拡大期の全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、地方自らが地域資源を掘り起こし、それらを活用する取組が必要。また、地方分権の確立が基盤となる。

○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

都市部から地方への新しいひとの流れを強くし、外部の人材を取り込んでいくことが重要。また、地域内や国内にとどまらず、海外の市場とつながっていくことは、農林水産業や観光などで大きな飛躍のチャンスとなる。

○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

地方創生が実現し、人口減少に歯止めがかかれば、地方の方が先行して若返る。地方において、豊かな地域資源やICTを活用して、新たなイノベーションを巻き起こし、活力ある地域社会を創生することが期待される。

○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、地方と東京圏を対立構造と考えるものではない。東京圏の人口集中・過密化の是正により、東京圏が抱える課題の解決につながる。東京圏は、日本の成長のエンジンとしての重要性は変わらず、今後は世界をリードする「国際都市」として発展していくことを期待。

○地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく。

<資料4>

まち・ひと・しごと創生総合戦略 -概要-

※ 「総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- 地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- 人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。
 - ①「東京一極集中」の是正、
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ◎「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。
 - ①しごとの創生
 - ・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。
 - ②ひとの創生
 - ・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
 - ・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。
 - ③まちの創生
 - ・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

- これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。
 - ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
 - ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
 - ③効果検証を伴わない「バラマキ」
 - ④地域に浸透しない「表面的」な施策
 - ⑤「短期的」な成果を求める施策

2. まち・ひと・しごとへの創生に向けた政策5原則

○人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。

①自立性

・構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。

②将来性

・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

③地域性

・各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。

④直接性

・最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。

⑤結果重視

・PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

○国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。

①5か年戦略の策定

・国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標で検証・改善する仕組みを確立

②データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

・国はデータに基づく地域経済分析システムを整備し、各地方公共団体は必要なデータ分析を行い、地域課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定

③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化

・国は関係府省庁で統一のワンストップ型執行体制の整備に努め、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化し、人的支援も実施

④地域間の連携推進

・国は新たな「連携中枢都市圏」や定住自立圏の形成を進め、各地方公共団体は、地域間の広域連携を積極的に推進。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標(4つの基本目標)

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

➢ 2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

➢ 2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

➢ 2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

➢ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

2. 政策パッケージ

◎「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ
 <「しごと」と「ひと」の好循環づくり

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
- ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

(イ) 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

- 対日直接投資残高を倍増（18兆円→35兆円）
- 2020年までの5年間の累計で若い世代の安定した雇用を約11万人創出 等
- ◎包括的創業支援
- ◎地域を担う中核企業支援
- ◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
- ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

(ウ) 地域産業の競争力強化（分野別取組）

- サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大（0.8%→2.0%）
- 2020年までの5年間の累計で若い世代の安定した雇用を約19万人創出 等
- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化
- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- ◎分散型エネルギーの推進

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- 2020年までの5年間の累計で東京圏から地方へ約10万人の人材を還流 等
- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- ◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

(オ) ICT等の利活用による地域の活性化

- 雇用型在宅型テレワーカーを全労働者数の10%以上に増加 等
- ◎ICTの利活用による地域の活性化
- ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

- 年間移住あっせん件数 11,000 件
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増 等
- ◎地方移住希望者への支援体制
- ◎地方居住の本格推進
- ◎「日本版 CCRC」の検討
- ◎「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

- 企業の地方拠点強化の件数を 2020 年までの 5 年間で 7,500 件増加
- 地方拠点における雇用者数を 4 万人増加
- ◎企業の地方拠点強化等
- ◎政府関係機関の地方移転
- ◎遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）

(ウ) 地方大学等の活性化

- 地方における自県大学進学者割合を平均 36%
- 新規学卒者の県内就職割合を平均 80% 等
- ◎知の拠点としての地方大学強化プラン
- ◎地元学生定着促進プラン
- ◎地域人材育成プラン

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 若い世代の経済的安定

- 若者（20～34 歳）の就業率を 78%に向上
- 若い世代の正規雇用労働者等の割合について、全ての世代と同水準 等
- ◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%
- ◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

- 2017 年度末までに待機児童解消
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約 2 万か所）で一體的に又は連携して実施（うち 1 万か所以上を一体型）
- ◎子ども・子育て支援の充実

(エ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）

- 第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上
- 男性の育児休業取得率を 13%に向上 等
- ◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

◎「まちの創生」の政策パッケージ

〈「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化〉

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

- 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成数(具体的数値は「地方版総合戦略」を踏まえ設定)
- ◎「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成
- ◎公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- 立地適正化計画を作成する市町村数 150
- 地域公共交通網形成計画策定総数 100 件 等
- ◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

- UR 団地の福祉拠点化(大都市圏の概ね 1,000 戸以上の UR 団地約 200 団地のうち、100 団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している 100 戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合 25% 等
- ◎大都市圏における医療・介護問題への対応
- ◎大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- 民間提案を活かした PPP の事業規模を 2022 年までに 2 兆円
- 住宅の中古市場の流通・リフォーム市場の規模 20 兆円
- ◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- ◎インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

- 定住自立圏の協定締結等圏域数 140
- ◎「連携中枢都市圏」の形成
- ◎定住自立圏の形成の促進

(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- 消防団の団員数の維持
- 全都道府県の Lアラートの導入
- ◎消防団等の充実強化・ICT 利活用による、住民主体の地域防災の充実

(キ) ふるさとづくりの推進

- ふるさとづくり推進組織の数 1 万団体
- ◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

IV. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

(ア) 国家戦略特区制度との連携

- ◎国家戦略特区法改正法案の提出
- ◎「地方創生特区」の指定

(イ) 社会保障制度

- ◎子ども・子育て支援新制度の円滑な施行
- ◎医療保険制度改革
- ◎地域医療構想の策定
- ◎地域包括ケアシステムの構築

(ウ) 税制

- ◎地域間の税源の偏在是正等の地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- ◎地方創生に資する国家戦略特区における特例
- ◎地方における企業拠点の強化の促進
- ◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- ◎子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

(エ) 地方財政

- ◎地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置

(オ) その他の財政的支援の仕組み（新型交付金）

- ◎地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための財政的支援

(カ) 地方分権

- ◎創意工夫により魅力あふれる地域をつくる地方分権改革の推進

(キ) 規制改革

- ◎「空きキャパシティ」の再生・利用
- ◎地域における道路空間の有効活用の促進
- ◎地方版規制改革会議の設置

※ 資料出所：まち・ひと・しごと創生本部（資料1～4）
京丹後市（資料5）

<資料5>

京丹後市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン及び総合戦略

-概要版-



京都府 京丹後市

京丹後市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン - 概要版 -

I.人口問題に対する基本認識

○人口減少は都市部より一層の進行、若年層中心に大都市圏に転出が主因

II.今後の基本的視点

1 4つの基本的視点

- ① 若年層・壮年層を中心とした人口流入の促進
 - ア) 産業の発展、新産業の創出・集積による「しごとづくり」
 - イ) テレワーク形態の本格的な「職場の誘致」による「しごとの場づくり」
- ② 若年層の人口流出の抑制・歯止め - 「地域協働大学」の創設・発展 -
- ③ 若い世代（結婚・出産・子育て世代）の就労・結婚・子育てなどの生活環境を快適に整備
- ④ 高齢者層をはじめとした健康長寿の一層の推進と市外からの定住化の促進

2 「地域再生計画」「地方創生特区」等を戦略的に活用して推進

III.目指すべき将来の方向

「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち
北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」 (以上「総合計画」より)

Ⅲ.目指すべき将来の方向

1 人口対策の効果が十分発現されれば、2060年、本市は「7万5千人」程度の人口が確保。

(1) 今後の変化を前提としない又は全国比例の推計値

① 社人研の将来推計人口：2060年 2万6千人程度

② 国の長期ビジョン展望に単純に比例させた推計人口：2060年 4万4千人程度

(2) 人口対策の効果を十分発現された場合の推計値：2060年、7万5千人程度

① 出生率は、これまでの本市としての最大経験値である2.32程度までは国の想定と同じスピードで向上・回復

○ 国の長期ビジョン⇒2020年に出生率=1.6、2030年に1.8、2040年に2.07。

○ 本市の出生率想定

ア) 国の伸び率を適用

イ) 現在の出生率の出発点としての差（全国1.39vs本市1.73）を前提

ウ) 本市の過去の最大経験値2.32を天井に維持継続、として本市出生率の時系列を想定

② 社会増を図り、基本的に、「25歳～49歳の人口移動率を2020年以降5年ごと5%ずつ向上」及び「50歳～69歳の人口移動率を2020年以降5年ごと1%ずつ向上」

○ 大都市圏との交通アクセスの飛躍的向上等を活かしつつ、特に長期にはテレワーク環境の抜本的整備による本格的な「職場誘致」

○ 2000年-2010年間の全国の市では都市近郊を中心に69にのぼる都市が人口増加5%以上、8つの都市が10%以上（最大16%以上。）を達成。ICT環境整備の将来は本市も都市的環境も整う居住魅力地域となり対策の効果が十分出れば実現可能な数値

○ また、壮年後期・高齢者層の1%向上（5年ごと）は、健康な生活環境を求めて定住化等の促進を図ることによる。

Ⅲ.目指すべき将来の方向

(参考)

<「7万5千人程度」の推計数値の実効性等についての検証等>

① 本市総合計画（昨年12月に策定）の想定人口との関係

本市の総合計画では、10年後（概ね2025年）「定住人口 5万人～6万人」。

⇒ 単純に時間的に比例延長して2060年の人口を推計すると、「約7万5千人強」。

② 本市の過去の人口経験値との関係 - 全国人口の過去の経験値とのバランスも -

○ 2060年までの45年を同じ期間だけ過去にさかのぼった昭和45年の本市市域の人口が「約7万5千人」 - 人口増加の平均スピードがこの間の減少スピードと同程度。

また、過去の最大経験値約8万3千人を超えず、現実感もあり -

○ 国人口が目標の約1億人を超えた昭和45年の本市市域の人口が「約7万5千人」

- 国土全体の人口構造のバランスは、過去の経験値と極めて調和・整合。東京一極集中が過度に進む以前の、国の成長活力ある時期の人口バランスとほぼ同じ、は示唆的

京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略 - 概要版 -

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- ① 若年層・壮年層を中心とした人口流入の促進
- ② 若者層の人口流出の抑制・歯止め
- ③ 若い世代の就労・結婚・子育てなどの生活環境を快適に整備
- ④ 高齢者層をはじめとした健康長寿の一層の推進と市外からの定住化の促進
- 感謝しよう！高齢化社会、喜ぼう！長寿社会！ -

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立と総合戦略

II. 施策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則をしっかりと受け止める
2. 並行した同時期に住民代表中心に丁寧に審議・策定された「第2次京丹後市総合計画」の内容を効果的に活用する
 - 昨年12月、平成27年度から適用される「第2次京丹後市総合計画」を市議会の承認を経て策定。市内各分野の住民代表中心に27名から構成される「総合計画審議会」において概ね1年間近い丁寧で体系的な審議を重ね、制定。
 - 特徴的なこととして、国探択の「地域活性化モデルケース」の組入れなど国における総合戦略づくりへの動向も念頭に置きながら策定が進められた経過あり。
3. 「地域再生計画」「地方創生特区」などの上記5原則に沿った戦略的な国の制度を積極的に活用し、これらと連携・ワンストップで推進する
 - ① 採択いただいた地域活性化モデルケースをベースとする「地域再生計画」の提案
＜グリーン・ウェルネス新公共交通体系構築、新シルク産業創造、地域協働大学等推進計画＞
 - ② 新シルクブランド・産業創造と関連産業集積に向けた規制改革（農業生産法人関係）を中心とする「地方創生特区」（今後創設された段階で）の提案
4. 取組体制とPDCAの整備

II. 施策の企画・実行に当たっての基本方針

- (1) 本市独自の事情とそれを活かした戦略的スタート
 <キックオフ体制>
 国の伴走的な支援のもと **本市独自の事情を最大限活かし、戦略的に早期スタート。**
 本市独自の事情として、
 ア) 上記2.で掲げる独自の経過から、総合計画の施策をまち・ひと・しごと創生の観点から重点的・選択的に整除等行いつつ、総合戦略を合理的・円滑に策定可能、
 イ) モデル事業等の着手時期を直近に控え、総合戦略にも早期に位置付け全体が策定された中でこれらを戦略的かつ一体的に推進していくことが効果発現に有益
 このため、
 ① 総合計画施策をまち・ひと・しごと創生の観点から重点的・選択的に整除等行い、速やかに本市の「総合戦略」（初版）を策定。
 ② その後は「市民代表等による戦略推進組織」等を中心に、フォローアップとともに京都府総合戦略づくりと十分に連携し、27年度内に「第2版」を策定。
 ③ 28年度以降は、データによる政策効果・幸福度指標活用も含めた目標検証、PDCAサイクルにより、基本的には第3版、第4版…と毎年度必要な見直しを行う。
 ④ なお、取組み推進に当たっては、国の支援制度を積極的に活用する。
- (2) 地域間の連携推進
 近隣自治体をはじめ地域間の広域連携、京都府の総合戦略づくりとの十分な連携を進める。

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

- (1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定
- (2) 4つの「基本目標」「京丹後市人口ビジョン」を踏まえ、以下の4つの「基本目標」を設定。
 - <基本目標①> 本市にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - <基本目標②> 本市への新しいひとの流れをつくる
 - <基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - <基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する